



世界商業通信衛星組織（インテルサット）恒久化交渉について

昭和四十六年一月二十七日
郵政省電気通信監理官室

一 はじめに

一九六四年八月二十日にワシントンで、十一か国の署名を得て即日発効した「世界商業通信衛星組織に関する暫定的制度を設立する協定」および「特別協定」は、その名称からも明らかのように、「世界商業通信衛星組織の構成に関する恒久的制度が設けられるまでの間、できる限りすみやかにそのような組織の設立についての暫定的制度を設けること」を目的として締結されたものであり、暫定協定第Ⅹ条は、「締約政府は、恒久的制度が一九七〇年一月一日までに実施されるよう、できる限りすみやかに同制度を設立することを確保するよう努めなければならない。」と規定している。

同条の規定に基づき、一九六九年二月、アメリカ合衆国政府によつて招集された全権会議に始まるいわゆるインテルサット恒久化交渉は、これまでに二回の全権会

議と六回の中間会合を開催して恒久協定の作成につとめてきたが、昨年十二月に終了した中間作業部会第三回会合において、一応その作業を完了したので、きたる四月十四日から開催予定の第三回全権会議において、最終審議を行ない、協定の締結に至るものと見込まれる。

二 交渉の概況

(一) 第一回全権会議（昭和四十四年二月二十四日～三月二十一日）

インテルサット加盟六十八か国（当時）のうち六十七か国のほかオブザーバーとしてソ連等東欧諸国を含む二十九か国ならびに国連およびITUが参加した。会議は、通信衛星暫定委員会（ICSC）の報告をベースとして四週間にわたつて討議を行なつたが、主要問題について参加国間の意見の対立がはげしく、協定の作成はできないまま休会に入つた。結局、この会議の結論としては、再開十一月十八日を予定）までの間、準備委員会を設置し、そこで協定案を練ることを決めたにとどまつた。

(一) 準備委員会

第一回準備委員会（昭和四十四年 六月二十三日～ 七月十一日）

第二回準備委員会（昭和四十四年 九月 二日～ 九月十九日）

第三回準備委員会（昭和四十四年十一月 十八日～十二月十一日）

インテルサット加盟三十七か国のほか、オブザーバーとしてソ連を含む九か国と国連が出席した。

委員会の作業は、全権会議で特に意見がはげしく対立した問題および審議が十分つくされなかつた問題を中心に、参加国間の討議を深め、その結果を議長が各種の案文に整理して報告案をまとめるという形で進められたが、これと併行して舞台うらでの非公式折衝も活発に行なわれ、ことに第三回会合においては、各国代表の精力はほとんどこの非公式協議に向けられた。

このような努力の結果、すべての問題について一応審議がつくされ、妥協点もかなり見出されたが、いまだ基本的見解の相違を十分に解消ないし調整するに至らず、全権会議に対する最終報告においても、多くの問題について数案が併記さ

れていた。

(二) 第二回全権会議（昭和四十五年二月十六日～三月二十日）

インテルサット加盟七十五か国（当時）のうち六十八か国のほか、オブザーバーとしてソ連等東欧諸国を含む十八か国ならびに国連およびITUが参加した。

会議は、準備委員会の報告をベースに一般討議を行なった後、第三回準備委員会の非公式会合での主要問題（活動の範囲、管理機関および理事会の投票権以外の組織問題、権利義務）についての合意が公表され、これを含めて、さらに管理機関および理事会の投票権等についての妥協案が日豪共同提案として提出され、大方の支持を得るに及んで、かなりの進展をみたが、時間切れのため、単一の協定案作成には至らなかつた。結局、この日豪共同提案等を基礎として五月に中間作業部会が会合し、協定案を次回全権会議に勧告させることになつた。

(四) 中間作業部会

第一回中間作業部会（昭和四十五年 五月 十八日～ 六月十二日）

第二回中間作業部会（昭和四十五年 九月 八日～ 十月 二日）

第三回中間作業部会（昭和四十五年十一月二十三日～十二月十八日）
インテルサット加盟四十五～四十七か国が参加した。

同会合は、政府間協定および運用協定の条文の配列を決定した後、これに沿って、できる限り代案を排した協定案の作成作業を行なった。この結果、政府間協定の第二読会および運用協定の第一読会を終了し、全権会議に提出すべき恒久協定案、各国の留保一覧表等からなる議長報告書が近く出る予定である。

三 恒久協定案の概要および問題点

議長から提出される最終報告書は、未だ入手していないが、中間作業部会で配布された文書、審議状況から知られる恒久協定案の概要および問題点は次のとおりである。

（一）政府間協定

（前文） 暫定協定に従って設立された世界商業通信衛星組織の発展を継続させるため、協定する旨を定める。

（第Ⅰ条 定義） 第一読会を行なったのみである。「協定」、「運用協定」等十四項目の定義を行なっている。

「公衆通信業務」の定義の中に、暫定制度下で提供されていない移動業務は除かれることとなるため、米国が反対している。

（第Ⅱ条 インテルサットの設立） 締約国は、インテルサットを設立し、および運用協定に自ら署名し、又はこれに署名する通信事業体を指定する旨を定める。

（第Ⅲ条 インテルサットの活動の範囲） インテルサットは、国際公衆電気通信業務の提供を主たる目的とする。一定の条件に適合する国内公衆電気通信業務は、国際公衆電気通信業務とみなす。インテルサット宇宙部分は、一定の条件で国内公衆電気通信業務、特殊電気通信業務にも使用できる。インテルサットは、また、関係国の要請により一定の条件のもとに別個の衛星を提供することができる。

（第Ⅳ条 法人格） インテルサットは、法人格および必要な法律行為能力を有する。

(第V条 財政原則)

インテルサットは、インテルサット宇宙部分の所有者とする。署名当事者は出資率に応じた持分を有することのほか、資本拠出の義務を負うこと、出資率はインテルサット宇宙部分のすべての使用割合に等しいこと、その他利用者の使用料支払義務等を定める。

(第VI条 インテルサットの組織) 政府総会、署名当事者総会、理事会および管理機関の四者構成とし、機関相互の不干渉の原則を定める。

(第VII条 政府総会) インテルサットの最高機関として、主権国としての当事国に一義的に関係する事項を審議し、インテルサットの一般政策、長期目標を審議する。

第一回通常会合は、発効後一年以内に事務局長が招請し、その後の会合は、総会自体が決定する。臨時会合、一国一票方式等を定める。

(第VIII条 署名当事者総会) 年次定期会合を開催し、インテルサットの運営について、理事会の監督的機能を有し、運用協定の実施を確保する。一署名当

事者一票方式をとる。

(第IX条 理事会の構成等)

(第X条 理事会の機能)

出資率を基礎とした二十名程度のほかに、出資率に関係なく一定の条件で選出される五名以内の地域代表で構成する。インテルサット宇宙部分の設立、運用等のインテルサットの活動に責任を有する。国際公衆電気通信およびこれに準ずる一定の国内業務のためのインテルサット宇宙部分の使用に基づいて算定される票数(最大限四十%)による加重投票権方式。小数メンバーによる拒否権の排除も考慮される。

(第XI条 管理責任)

(第XII条 管理—移行期間)

恒久協定発効後六年間は、コムサットがインテルサットとの契約により技術・運用業務を遂行する。その他の管理業務は、新たに任命される事務局長(Secretary General)が行なう。この六年間に理事会は、管理機関の組織に

ついて研究を行ない、政府総会が、その組織を採択する。その後は管理局長 (Director General) がインテルサットの管理業務を一体的に遂行する。ただ、技術・運用事項については、できる限り契約ベースで行なう。コムサットとの契約に含めるべき事項が、ガイドラインとして協定の附属書に掲げられることになっているが、米国は反対している。

(第XIII条 調 達)

最良の品質、価格、納期のほかに、インテルサットの利益のために世界的な競争を奨励するような方法で契約を結ぶべきか否かについて、米国および一部の後進国グループと中進国グループが対立している。

国際入札を不要とする場合が運用協定に掲げられているが、完全な意見の一致はみていない。

(第XIV条 構成員の権利および義務)

国内公衆電気通信業務の需要を満たすため、インテルサット宇宙部分施設とは別個の宇宙部分施設を設立し、取得し、または利用しようとするときは、

理事会に協議しなければならない。理事会は、インテルサット宇宙部分による無線周波数スペクトルおよび軌道位置の使用と技術的に両立するかどうかの所見を勧告の形で表明する。

国際公衆電気通信業務については、理事会を通じて政府総会に関連情報を提供し、これと協議する。政府総会は、技術的両立性のほか、インテルサットの世界システムに相当な経済的損害を与えないこと、インテルサットを通じる直接的通信連絡の設定が阻害されないことに関し、その所見を勧告の形で表明する。

特殊電気通信業務については、理事会を通じて政府総会に関連情報を提供し、政府総会は、技術的両立性について、その所見を勧告の形で表明する。

勧告は、手続開始後六か月以内に行なう。

協定のいかなる規定も、締約政府等が、国家の安全保障のみを目的とする宇宙部分施設をインテルサット宇宙部分とは別個に設立する等の権利に影響を与えない。

(第XV条 本部、特権免除)

一定の所得税、関税を免除するほか、本部協定または議定書により、適当な特権免除が与えられる。特権免除の範囲および付与形式について争いがある。

(第XVI条 脱退)

任意脱退、強制脱退について詳細な規定が設けられている。

(第XVII条 協定の改正)

政府総会が改正の決定を行なうが、改正の発効要件について数案併記されている。

(第XVIII条 紛争の解決)

当事国をめぐる法律的紛争についても、仲裁の規定が設けられることになり、その手続は政府間協定の附属書に規定することになった。

(第XIX条 署名)

暫定協定加盟国およびITU加盟国に対し、九か月間、署名のために開放

される。

(第XX条 発効)

特別協定に基づく分担割合の3分の2以上を保有している3分の2以上の暫定協定加盟国の批准等が行なわれた日の六十日後に発効する。ただし、署名開放の日から八か月未満の場合、または十八か月(二十四か月)を越えた場合は、いかなる場合においても発効しない。批准等が協定発効後となる国についての協定の暫定適用(最高2年間)、暫定協定の消滅等について定める。

(第XXI条 雑則)

公用語、作業語、文書の配布について定める。

(第XXII条 寄託政府)

アメリカ合衆国政府とし、批准・加入等の通告、国連への登録等を定める。

(二) 運用協定

第十七条(発明および技術的情報)を除き、二十三条からなる協定案の第一読会

を終了した。

主として、署名当事者の権利義務およびインテルサットの財政、運営等の規定からなるが、現在の問題点としては、資本限度額が未定であること、発明および技術的情報関係条項について、意見が一部対立している。